

# 認定こども園の認定基準に関する条例の制定について

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律について

## 施行条例案について

### 1. 認定こども園制度

#### 幼稚園・保育所のしくみ

学校教育法に基づく幼児教育の提供は幼稚園、保育に欠ける児童への保育の提供は保育所と異なる制度でそれぞれ実施

#### 現在の実情

幼稚園は「預かり保育制度」により、事実上保育に欠ける児童も受け入れている  
 保育所は「私的契約制度」により、事実上保育に欠けない児童も受け入れている

#### 認定こども園

- ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能  
 (保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
  - ②地域における子育て支援を行う機能  
 (すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動などを行う機能)
- 2つの機能を有し、県が定める認定基準を満たせば、認定こども園として認定

### 2. 認定こども園の特徴

#### ①財政措置 (幼保連携施設の場合)

	現行	新制度
幼稚園	(施設整備費)	学校法人のみの助成
	私立幼稚園施設整備費	社会福祉法人にも助成
保育所	(運営費)	学校法人のみの助成
	私学助成	社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費)	社会福祉法人等に助成 (学校法人は対象外)
	次世代育成支援対策施設整備費交付金	学校法人にも助成
保育所	(運営費)	設置主体にかかわらず助成
	保育所運営費負担金	助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

#### ②利用手続

認定施設の利用手続は、利用者と認定施設との直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定

#### ③認可制度の特例

小規模保育所の認可が可能 (現行の下限 原則60人)

### 1. 認定基準検討委員会の設置

認定の基準については、施設利用者となる県民、学識経験者及び関係団体の意向が反映されるよう

- ①学識者・有識者
- ②関係団体代表者 (私立幼稚園連合会・国公立幼稚園協会・保育協議会)
- ③行政代表者 (千葉市・習志野市・大網白里町)
- ④公募  
 からなる15人の委員で検討  
 (会長：櫻井慶一文教大学教授)

### 2. パブリックコメントの実施

認定基準検討委員会の検討結果について、さらに県民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施

### 県認定基準の基本方針

- こどもの安全と健やかな育ちを保障するものとする。
- 児童の保育の質の確保の観点から、原則として保育所、幼稚園の認可水準を下回らないものとする。
- 子どもと子育て家庭の育ちを支える、子育て支援の機能については、法の趣旨を踏まえたものとする。

等々

### 条例案の概要

#### 1 認定基準 (第2条及び別表関係)

次の事項について、認定こども園の認定に必要な施設及び運営に関する基準を定めることとする。

区分	基準	主な国基準との相違点
職員配置	子どもの年齢・数に応じた配置人数を、幼稚園・保育所の基準を組み合わせるものとする	幼稚園と同様の時間帯につき、3歳児の児童30人につき1人以上の職員配置 (国基準35人)
職員資格	0~2歳児の保育については保育士の資格を要件とし、3~5歳児については保育士と幼稚園教諭の両資格の併有を原則とする。	保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有が原則
施設設備	0~2歳児については保育所の基準とし、3~5歳児については、幼稚園・保育所双方の基準を満たすことを原則とする	・保育室及び遊戯室 (乳児室及びほふく室) の必置 ・各室の面積は、認可基準と同一。 保育・遊戯室3.0㎡ (国基準1.98㎡) 等々
教育及び保育の内容	幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくとともに、認定こども園特有の事情に留意し知事が別に定める基準によるものとする	国基準と同一
保育者の資質の向上等	知事が別に定める事項に留意して、子どもの保育に従事する者の資質及び認定こども園の長の能力の向上を図るための措置を行うこととする	別に定める事項については、おおむね国基準と同一 (具体的な研修内容及び目的を国基準に追加)
子育て支援	知事が別に定める事項に留意して子育て支援事業を実施することとする	別に定める事項については、おおむね国基準と同一 (国基準に具体的な事業内容を追加)
管理運営等	認定こども園の長を置くこと、保育時間、開園日、情報開示等について定める	情報の開示を義務付ける (国基準は努力義務)

#### 2 市町村との連携 (第3条関係)

県は、認定こども園に関する事務を適切かつ円滑に実施するため、市町村と緊密な連携を図るものとする。

(施行期日)  
公布の日

全国の上程予定 (10月18日調査時点)	
9月議会	21道府県
12月議会	26道府県

### 今後のスケジュール

条例案を12月議会へ上程 (11月28日)

↓  
公布日施行 (12月下旬)  
市町村・関係団体への説明

↓  
申請受付

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行条例(案)の概要

### 名 称

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」

### 趣 旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を施行するために必要な事項を定める。
- 法律に規定されている「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設  
の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」を  
定める。
- 認定施設の利用手続きは、利用者と認定施設との直接契約。  
利用料は施設が決定するが、保育所保育料は市町村と協議し決定。

### 認定基準

#### (1) 職員配置

- 0歳児            おおむね児童3人につき1人以上(3:1)
- 1・2歳児        おおむね児童6人につき1人以上(6:1)
- 3歳児  
    共通の時間帯            おおむね児童30人につき1人以上(30:1)  
    長時間児のみの時間帯    おおむね児童20人につき1人以上(20:1)
- 4・5歳児  
    共通の時間帯            おおむね児童35人につき1人以上(35:1)  
    長時間児のみの時間帯    おおむね児童30人につき1人以上(30:1)
- 共通利用時間については、3歳児30人以下、4・5歳児35人以下の学級を  
    単位として、1学級ごとに職員(学級担任)1人が担当。

## (2) 職員資格

- 0 ～ 2 歳児 保育士の資格を有する者でなければならない。
- 3 ～ 5 歳児 学級担任と長時間保育の双方を行うことになるため、原則として両資格併有とする。
- 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

## (3) 施設設備

- 幼稚園と保育所等の連携施設の距離は、同一又は隣接敷地内であること原則とする。
- 認定こども園の面積基準は、幼稚園及び認可保育所の面積基準を満たすこととする。ただし、既存施設については、幼稚園又は認可保育所のどちらか一方の基準を満たすこととする。
- 保育室、遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。また、2歳未満児を保育する場合は、乳児室及びほふく室を設けること。ただし、3歳以上児の食事については、一定の要件を満たす場合、調理室を設けず外部搬入を認める。

## (4) 教育及び保育内容

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであること。
- 教育及び保育が知事が別に定めるところにより提供されること。

## (5) 保育者の資質の向上等

- 知事が別に定める事項に留意して、職員及び長の資質・能力向上を図ること。

## (6) 子育て支援

- 地域における教育・保育の需要に必要なものとして知事が別に定める事項に留意して実施すること。

#### (7) 管理運営等

- 認定こども園には一人の長を置き、一体的な管理運営を行うこと。
- 保育時間は八時間を原則とし、開園日数及び開園時間は、地域の実情に応じていること。
- 提供する教育、保育及び子育て支援事業の内容、職員の体制、認定こども園の利用に係る料金、入園する子どもの選考方法その他知事が別に定めるものについて情報の開示を行うこと。
- 入園する子どもの選考を公正に行い、県及び市町村と連携を図ること。
- 健康及び安全を確保する体制、事故等が発生した場合の補償を行う体制を整備すること。

#### 市町村との連携

- 県は、市町村と緊密な連携を図るものとする。

## 参 考

### (1) 認定こども園

- 保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
- 教育及び保育を一体的に提供。
- 地域における子育て支援を実施。
- 現行の幼稚園・保育所制度による施設の位置付けは今までどおりである。

### (2) 認定こども園の類型

- 幼保連携型認定こども園  
認可幼稚園と認可保育所の連携
- 幼稚園型認定こども園  
認可幼稚園＋保育所機能又は認可幼稚園＋認可外保育施設
- 保育所型認定こども園  
認可保育所＋幼稚園機能
- 認可外保育施設型認定こども園  
幼稚園機能＋保育所機能

### (3) 保育所認可基準（小規模保育所について）

- 現行の保育所認可基準にある「保育実施児のおおむね2割以上は、3歳未満児を入所させる」について、幼保連携型の認定こども園を構成する保育所であって、定員が20名未満の施設の場合においては、市町村における乳幼児の待機児童の状況等を勘案し、状況に応じて判断する。